

第4次鹿児島県子ども読書活動推進計画

「1日20分読書運動」

～心に残る1冊の本との出会い～

平成30年12月



鹿児島県教育委員会

目 次

はじめに	1
鹿児島県における近年の読書活動推進の流れ	2
第1章 第3次計画期間（平成26年度～平成30年度）における取組と課題	3
1 主な取組と成果	
2 第3次計画期間における現状と課題等	
第2章 基本的方針	8
「1日20分読書」運動 ～心に残る1冊の本との出会い～	
第3章 子どもの読書活動の推進のための方策	9
I 発達段階に応じた取組	9
II 家庭における子どもの読書活動の推進	10
1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割	
2 家庭における子どもの読書活動の推進のための取組	
III 地域における子どもの読書活動の推進	11
1 公立図書館	
2 民間団体等への支援	
IV 学校等における子どもの読書活動の推進	14
1 幼稚園・保育所等	
2 小学校・中学校	
3 高等学校	
4 障害のある子どもの読書活動の推進	
5 学校図書館の機能強化	
V 子どもの読書への関心を高める取組	20
VI 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	21
1 「子ども読書の日」を中心とした取組	
2 学校、図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供	
3 学校、民間団体及び個人における優れた取組の奨励	
第4章 推進体制の整備	23
1 子どもの読書活動の推進体制の整備	
2 地方公共団体における連携・協力体制の整備	
3 各種団体等との連携・協力の促進	
〈資 料〉	
○ 第4次推進計画における達成目標	24
○ 子どもの読書活動の推進に関する法律	25
○ 子どもの読書活動に関するホームページ一覧	27
○ 第4次鹿児島県子ども読書活動推進計画の概要	28

はじめに

子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。そのため、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、主体的に読書活動を行うことができるよう、社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。

本県においては、全国に先駆けて、昭和35年に「親子20分読書運動」がスタートし、その後、様々な読書推進活動が行われてきました（P 2 参照）。また、平成16年2月には、「鹿児島県子ども読書活動推進計画」を策定し、あらゆる機会において自主的に読書活動が行われ、子どもから大人へ生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、家庭・地域・学校が一体となり、子どもの読書活動の推進と読書環境の整備に取り組んできました。そして、平成21年3月には、第2次計画を策定し、子どもの読書習慣の定着を目指すために「いつも身近に1冊の本を」をキャッチフレーズに「かごしまっ子20分読書」運動を展開し、家庭や地域、学校を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進に取り組みました。さらに、平成26年1月には、第3次計画を策定し、全ての子どもが1日に少なくとも20分程度の時間を読書に親しむよう「いつも身近に1冊の本を」をキャッチフレーズとして引き継ぎ、「1日20分読書」運動を推進しました。

また、第3次計画期間に「地域の読書活動グループ活性化研修会（H25～H27 県立図書館）」「子ども読書活動推進スキルアップ研修会（H28～H30 県立図書館）」「鹿児島県高校生ビブリオバトル大会（H27年～ 社会教育課）」を開催し、読書グループの活性化、読書活動の推進に関わる方々のスキルアップ、高校生の読書活動の推進等を図りました。また、県立図書館情報システムを更新し（H28年12月）、横断検索システム機能の高速化を図りました。

このような様々な取組を行った結果、いずれの世代においても不読率の改善は見られたものの、依然として学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが進む傾向が見られ、乳幼児期からの読書習慣の形成が十分でないなどの課題も残っています。また、近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。本県でも、児童生徒のスマートフォンなど情報機器の利用状況は年々増加しており、スマートフォンの利用と読書の関係についても今後留意する必要があります。本県では、平成30年4月に策定された、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次基本計画）」を基本とし、第3次計画期間の取組の成果と課題を踏まえて、子どもの読書活動が一層推進されるよう、第4次計画を策定しました。本計画の実施期間は、平成31年度からおおむね5年間とします。

なお、本県では、全ての市町村において独自の「子ども読書活動推進計画」が策定されていますが、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下推進法）第9条第2項に規定されているように、国や県の計画を基本とするとともに、各市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、適切な時期に改訂を行い、可能な限り具体的な目標を設定し、子どもの読書活動が推進されることを期待します。

鹿児島県における近年の読書活動推進の流れ

親子20分読書運動（昭和35年～）

鹿児島県立図書館 久保田彦穂（椋鳩十）館長が提唱。

県内各地に広がり、各地域で様々な取組がなされ、その精神は今なお深く息づいています。

県においては、近年（平成元年以降）次のような事業を展開しています。

豊かなまちづくり読書推進事業（平成元年～7年）

- ・ 地区親子読書巡回セミナー
- ・ 読書推進キャンペーン

心を育てる「本も友だち20分間運動」推進事業（平成8年～12年）

- ・ 読書シンポジウム
- ・ ポスターの作成・配布

乳幼児期からの読書活動の推進（平成13年～15年）

- ・ 「絵本ガイド」の作成・配布
- ・ 指導者育成の研修会

「広げよう深めよう『読み聞かせ』指導者研修会」（平成16年～18年）

- ・ 父親も対象とした読み聞かせの指導者研修会

「自ら本に手を伸ばす子ども」育成事業（平成19年～21年）

- ・ 指導者を対象とした研修会

かごしまっ子20分読書運動 「いつも身近に1冊の本を」（平成21年～25年）

- ・ 読書活動推進員養成講座（読書ボランティアグループの育成）
- ・ おやこ一冊読書
- ・ 地域の読書活動グループ活性化研修会（平成25年～平成27年）

「1日20分読書」運動 「いつも身近に1冊の本を」（平成26年～30年）

- ・ 子ども読書活動推進スキルアップ研修会
- ・ 鹿児島県高校生ビブリオバトル大会

鹿児島県子ども 読書活動推進計画

- 第1次
H16年度
↷
H20年度
- 第2次
H21年度
↷
H25年度
- 第3次
H26年度
↷
H30年度

第1章 第3次計画期間（平成26年度～平成30年度） における取組と課題

1 主な取組と成果

(1) 家庭・地域における取組と成果

- ① 全ての市町村において「市町村子ども読書活動推進計画」が策定され、策定後、88%の市町村で計画の改訂が行われています。
- ② 平成23年2月から県立図書館横断検索システムを導入し、公立図書館・室や大学附属図書館等92館・室が参加しています。（H30年4月現在）
- ③ 県下各地における読書グループの活性化を図り、併せて公共図書館の活性化や図書館ボランティアの養成を図るために、県立図書館が平成25年度から3年間「地域の読書活動グループ活性化研修会」を開催し、延べ514人が参加しました。平成28年度からは、読書活動の推進に取り組む人々の技能の向上を目的として、「子ども読書活動推進スキルアップ研修会」を開催し、平成30年度までに713人が参加しています。
- ④ 県立図書館では、高校生が自分自身で読んだ本を推薦する「鹿児島の高校生が薦める本」^{*1}を発行しました。
- ⑤ 平成27年度から「鹿児島県高校生ビブリオバトル大会」を開催し、高校生の読書への関心を高め、読書活動の推進を図りました。
- ⑥ 市町村立図書館・室の司書（補）の資格を有する職員が増加しています。
〈司書（補）の資格を有する職員 H25年度：181人→H30年度：195人〉
（「平成30年度鹿児島県の公共図書館職員録」から）

(2) 学校における取組と成果

- ① 全ての小学校・中学校が、全校一斉読書（朝読書を含む。）を教育課程に位置付けて、回数・時間・方法を工夫した取組を行っています。高等学校も全国平均の約2倍の取組となっています。

〔全校一斉読書（朝読書を含む。）の取組状況〕

	小学校	中学校	高等学校
本県	100.0%	100.0%	85.3%
全国	97.1%	88.5%	42.7%

（全国：平成28年度文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」 県：平成30年度県教育庁調査^{*2}）

*1 鹿児島の高校生が薦める本・・・これまでにH22年版、H26年版、H30年版を発行。

*2 本計画における学校の状況に関する調査は、全て公立学校を対象としている。

- ② 本県は小規模校が多いにもかかわらず、公立学校において学校司書を配置する学校の割合は、全国平均よりも高い状況です。なお、司書教諭の配置が義務付けられている12学級以上の学校について、本県公立小・中学校では、100%発令されています。

〔学校司書の配置率〕

	小学校	中学校	高等学校
本県	89.9%	87.0%	100.0%
全国	59.3%	57.3%	66.9%

(平成28年度文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」)

- ③ 小学校・中学校・高等学校の調査期間（10月の1か月間）における平均読書冊数は、全国平均よりも多い状況です。

〔1か月間の一人当たりの平均読書冊数〕

	H24年度		H29年度	
	本県	全国	本県	全国
小学校	21.7冊	10.5冊	23.5冊	11.1冊
中学校	5.7冊	4.2冊	6.5冊	4.5冊
高等学校	1.8冊	1.6冊	2.0冊	1.5冊

(平成29年度全国学校図書館協議会・毎日新聞社「学校読書調査」及び県教育庁調査)

2 第3次計画期間における現状と課題等

第3次県子ども読書活動推進計画では、7つの達成目標を掲げましたが、達成の現状は下の表のとおりです。

	取組の主体	項 目	平成30年度までの目標値	
			H24年度の状況	H29年度末の状況
①	市町村及び公立図書館・室	乳幼児健康診断等の機会における、子どもへの読み聞かせや保護者への講義等の実施（ブックスタート事業を含む。）	85%	
			65%	95%
②	市町村及び公立図書館・室	公立図書館・室職員及び学校図書館担当職員等を対象とする合同研修会の実施	70%	
			44%	65%
③	市町村及び公立図書館・室	子ども読書活動に関わる、新たなボランティアを養成する研修会等の実施	70%	
			33%	42%
④	市町村及び小学校・中学校	学校図書館図書標準の達成	小70% 中55%	
			小52% 中37%	小65% 中52%
			※数値は、H28年度文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」の数値	
⑤	高等学校	不読率の半減	20%	
			41%	33%
⑥	高等学校	委員会活動など生徒による主体的な読書活動の推進	全校実施	
				全校実施
⑦	市町村及び公立図書館・室	優れた読書活動を推進している学校や団体、個人の表彰	70%	
			49%	63%

(1) 家庭・地域に関わる課題と背景

① 乳幼児健康診断等の機会に、ブックスタート事業等子どもへの読み聞かせや保護者への講義等を行っている市町村は増えてきており、目標値を達成しています。しかしながら、乳幼児期に本と触れ合う経験が、その後の読書習慣を形成することを認識し、市町村では一層乳幼児期の読書活動の推進に積極的に取り組むことが望まれます。

② 公立図書館・室職員及び学校司書等を対象とした合同の研修会を実施してい

る市町村も増加していますが、目標値には達していません。子どもの読書活動を推進するためには、学校と連携・協力した取組が効果を上げることから、公立図書館・室職員と学校司書等が合同で研修することが望まれます。

- ③ 子どもの読書活動に関わる、新たなボランティアを養成する研修会等を実施している市町村数の伸びは小さく、依然目標値には遠い状況です。図書館におけるボランティア活動は、子どもの読書活動の推進にも大きな役割を果たしていることから、新たなボランティアの養成が望まれます。
- ④ 優れた読書活動を推進している学校や団体、個人の表彰を行う市町村は増えていますが、目標値には達していません。市町村においては、学校・図書館・民間団体及び個人に対して表彰を行うことで、その取組の奨励を図ることが望まれます。

(2) 学校に関わる課題と背景

- ① 学校図書館図書標準の達成については、年々達成状況の数値が上昇していますが、目標値には達していません。

〔図書標準に達している学校数の割合〕

文部科学省において、平成29年度から33年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定されたことから、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えることが望まれます。

	小学校	中学校
本県	64.8%	52.0%
全国	66.4%	55.3%

(平成28年度文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」)

今後とも、市町村に対して、より一層、学校図書館図書標準の達成について周知・徹底を図っていくこととします。

- ② ほとんどの市町村の小学校・中学校に学校司書が配置されていますが、勤務形態が非常勤で、複数の学校を兼務するなど、勤務時間が限られている学校が多くあります。

学校司書は、図書館の管理や読書活動の推進等に中心的な役割を果たすものであり、学校図書館の運営状況や読書活動の推進には、学校司書の有無で差が見られます。市町村においては、その重要性を認識し、各学校への適切な配置を更に進めることが期待されます。

- ③ 本県児童生徒の1か月の平均読書冊数は、全国平均よりも多い状況です。読書量としての読書冊数は、学年が上がるにつれて減少していますが、1冊当たりの文字量や書かれている内容を考えると、読書冊数の多寡を問うばかりでなく、成長に応じた読書の質の変化に目を向けていく必要があります。

中学生や高校生は勉強や部活動等の時間が増え、読書の時間を確保しづらいということもありますが、青年期の読書は人格を形成していく上で重要な働きをするものであり、自分自身を見つめる時間としても意義があります。

各学校では、児童生徒の成長に応じた図書の紹介や読書の方法に配慮するとともに、1日20分程度の読書が習慣化し生活の一部となるよう、読書活動の啓発に力を入れていく必要があります。

〔学校種ごとの1か月の平均読書冊数〕

	小6	中1	中2	中3	高2
平均冊数	17.8冊	7.9冊	6.3冊	5.3冊	2.0冊

(「1か月間の読書量調べ」平成29年度県教育庁調査)

- ④ 多くの高等学校で全校一斉読書（朝読書を含む。）が実践されている（P3(2)①表参照）にもかかわらず、高校生の不読率^{*3}は33%あり、不読者の解消は引き続き課題となっています。不読率とは、1か月に1冊も読み終えることができなかった人の割合ですが、一方では1か月に4冊以上読む高校生も13%見られ、二極化の傾向も見られます。

〔学校種ごとの不読率〕

	本県	全国
小学生	0.2%	5.6%
中学生	1.2%	15.0%
高校生	32.8%	50.4%

不読者の理由には、読みたい本に出会わない、読み始めても読み終えることができないといったものもあり、各学校では、個々に応じたジャンルの本を紹介したり、全校一斉読書の方法を工夫したり、お互いにお薦めの本を紹介し合ったりする取組が求められます。

(平成29年度全国学校図書館協議会・毎日新聞社「学校読書調査」及び県教育庁調査)

- ⑤ 高校生の1か月の読書量と不読率の実態を踏まえ、高等学校の図書館の利用状況を見ると、1人当たりの年間平均貸出冊数は9.1冊にとどまり、十分には改善されていない状況です。

〔学校図書館における高校生1人当たりの年間平均貸出冊数〕

平成23年度：9.1冊 → 平成29年度：9.1冊 (平成30年度県教育庁調査)

生徒の図書館利用を促進するためには、館外でのPR活動や生徒の来館を促す工夫が欠かせません。

また、学校側が一方的に働き掛けるのではなく、委員会活動等により生徒が主体的な読書活動を推進することも、図書館の活性化を促し、学校全体の気運を高めていく上で必要なことです。

*3 不読率・・・本県は10月、全国は5月の調査。

第2章 基本の方針

子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から読書に親しみ、小学生期、中学生期、高校生期へと子ども自身がその成長に応じて読書の楽しさを知ることができるよう、読書環境の整備に社会全体で取り組んでいく必要があります。

また、読書習慣の形成に向けて発達段階に応じた効果的な取組を推進するとともに、友人同士で本を薦め合うなど読書への関心を高める取組を推進し、主体的に本に関わる機会を増やしていくことが大切です。

さらに、じっくりと本を読み「心に残る1冊の本」と出会うことで、読書を楽しむ習慣が形成されていくと考えられます。

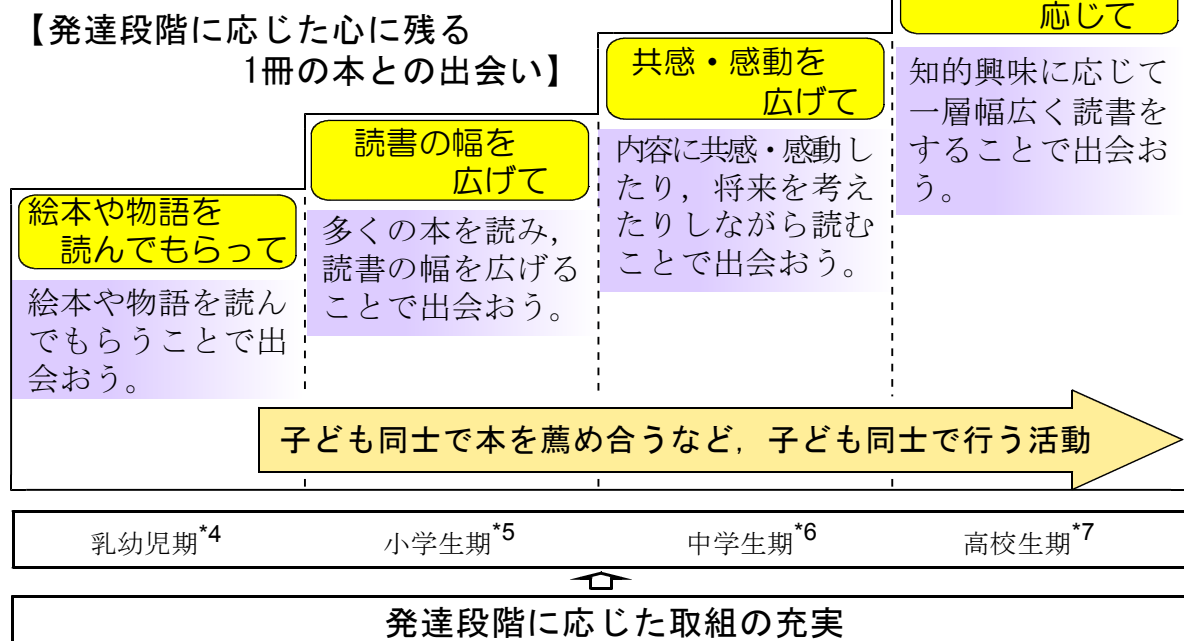
本県においては、「1日20分読書」運動を通して「心に残る1冊の本」と出会えるよう取り組み、読書活動を推進していくこととします。

「1日20分読書」運動 ～心に残る1冊の本との出会い～

「心に残る1冊の本との出会い」は、心を豊かにするだけでなく、夢や人生の指針を与えてくれるきっかけにもなります。

「1日20分読書」運動とは、全ての子どもが1日に少なくとも20分程度の時間を読書に親しみましょうという運動であり、第3次推進計画での運動を継続して行うこととします。高校生期の読書活動を効果的に推進するためには、高校生期が友人等同世代の者から受ける影響が大きい傾向にあることから、友人等からの働き掛けを伴う、子ども同士で本を紹介するような取組を充実させることとします。

このような子ども同士で行う活動は、高校生期の子ども以外も対象としつつ取組が行われることが期待されます。



*4 乳幼児期 …… おおむね6歳頃まで

*5 小学生期 …… おおむね6歳から12歳まで

*6 中学生期 …… おおむね12歳から15歳まで

*7 高校生期 …… おおむね15歳から18歳まで

第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

I 発達段階に応じた取組

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。家庭・地域・学校においては、次のような発達段階ごとの特徴が指摘されていることを踏まえ、取組を進める必要があります。また、学校種間で連携を図り、切れ目ない取組を行うことで、学校種間の接続期に子どもが読書から遠ざからないようにすることも大切です。

時期	発達段階ごとの特徴	取組例
乳幼児期	乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうことなどを通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者による読み聞かせ ・ブックスタート事業の実施 ・職員、読書ボランティアによるお話会の開催 ・朝の絵本の時間の設定 ・安心して図書に触れることができるようなコーナーの確保 等
小学生期（低学年）	低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。	<ul style="list-style-type: none"> ・セカンドブック事業^{*8}の実施 <p>（※ 以下の内容には、小学生期から高校生期まで、発達段階に応じて本の分野（文学・歴史・科学・芸術等）やジャンル（小説・記録・説明・批評等）を広げながら取り組みます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員や読書ボランティアによる読み聞かせ
小学生期（中学年）	中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考えと比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。	<ul style="list-style-type: none"> ・音読の推進 ・一斉読書の時間の設定 ・推薦図書コーナーの実施 ・卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標設定

*8 セカンドブック事業・・・3歳児健康診断や小学校入学時等に、年齢にあった絵本をプレゼントする事業

小学生期 （高学年）	高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・担任や学校司書等によるお薦めの本の紹介 ・家庭における読書の習慣化 ・教科等による図書館を利用した「調べ学習」 ・児童生徒が図書館を利用するためのオリエンテーションの実施
中学生期	多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。	<ul style="list-style-type: none"> ・読書会、ペア読書、ブックトーク、アニメーション、書評合戦（ビブリオバトル）、ポップづくり 等
高校生期	読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。	<ul style="list-style-type: none"> ・読書推進活動への参加（保育園、幼稚園、小学校での読み聞かせ）

※発達段階ごとの特徴は、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次基本計画）から引用

II 家庭における子どもの読書活動の推進

1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書活動は、日常の生活の中でいつも身近に1冊の本がある環境によって形成されるものです。

読書が生活の中に位置付けられ、継続して取り組まれるよう、推進法第6条^{*9}にも規定されているとおり、子どもにとって身近な存在である保護者が、積極的に読書に親しむとともに家族全員で本を読む習慣を持つことが必要です。

また、家庭における読書は、1冊の本をもとに親子で感じたことを語り合い、親子の絆を深めるためにも重要です。そのためには、テレビを消して読み聞かせをしたり、家族で好きな本について話し合ったり、図書館に出向いたりするなど、子どもの読書に対する興味や関心を高め、発達段階に応じて「心に残る1冊の本」と巡り会えるように働き掛けることが望まれます。

^{*9} 推進法第6条・・・父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

2 家庭における子どもの読書活動の推進のための取組

(1) 家庭での実践

- ① 「1日20分読書」運動への取組を推進します。
- ② 我が家の「読書の日」，「読書の時間」等を設定し，家族みんなで読書に取り組みます。
※「絵本や物語を読んでもらって」を合い言葉に，「心に残る1冊の本」に出会えるように取り組みましょう。

(2) 市町村における家庭への支援

- ① 家庭での読書活動を支援するため，ブックスタート事業など，乳幼児期に読書活動をスタートするきっかけづくりに努めます。
- ② 保護者の読書活動への関心を高めるため，家庭教育学級や諸行事，PTA研修会等を通して啓発を図ります。
- ③ 市町村（公立図書館や公民館を含む。）で，保護者を対象とする読書の重要性の理解を促すための講座を実施します。
子どもの読書活動を推進するためには，子どもにとって一番身近な保護者への啓発が大切であることから，数値目標を設定して取り組むこととします。平成29年度の実施率が79%であることから，平成35年度の目標値を90%に設定して取り組みます。

達成目標① 〔市町村及び公立図書館・室の取組〕

保護者を対象とする，読書の重要性についての理解を促すための講座等の実施〈現状：79.1% → H35年度：90.0%〉

【配慮事項】講座内容に「1日20分読書」運動の意義や取組方法を含める。

- ④ 市町村において，読み聞かせやわらべ歌に親しむ活動をはじめとする家族が触れ合う機会の提供に努めます。
- ⑤ 市役所・役場・保健所等，乳児に関わる事業を行う施設において，本の紹介やチラシの配布等によって保護者の啓発を図ります。
- ⑥ 乳幼児だけでなく，小学生から高校生までの発達段階に応じた本の紹介に努めます。

Ⅲ 地域における子どもの読書活動の推進

1 公立図書館

(1) 子どもの読書活動の推進における図書館の役割

公立図書館は、子どもたちにとって、多くの本に触れ、読書の楽しさを知る場であるとともに、本を通してたくさんの知識を得る場でもあります。

また、保護者にとっては、子どもに読ませたい本を探したり、子どもの読書についての情報を得たりできる場です。

さらに、公立図書館は、定期的なお話会の実施、「子ども読書の日」^{*10}をはじめとする読書週間等におけるイベントの開催、あるいは、読書グループの支援など、地域における子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしています。

(2) 公立図書館における子どもの読書活動の推進のための取組

① 発達段階に応じた読書活動や図書館資料に関する情報提供に努めます。

子どもと本が会おうきっかけづくりのために、広報紙やホームページを活用し、定期的なお話会やイベントの開催及び新刊案内やお薦めの本等の情報を積極的に提供します。

また、館内においては、職場体験の生徒が作成したポップやお薦めの本の紹介等を積極的に展示します。

② 学校図書館との連携・協力を努めます。

学校での読書活動が一層充実するように、団体貸出や移動図書館での図書館資料の提供を行うとともに、読み聞かせ、ブックトーク^{*11}、書評合戦（ビブリオバトル）^{*12}、アニメーション^{*13}、ストーリーテリング^{*14}等の読書活動や研修会等への支援を行います。（詳細は21ページにも記載）

③ 高校生の不読率改善に向けた取組に努めます。

県内の高校生が薦める本のリストを作成し、ホームページに掲載したり、掲載された本のコーナーを設置したりするなど、友人同士で本を薦め合う活動を促進します。

④ 図書館相互や関係機関との連携・協力を努めます。

子どもの読書環境をより充実させるために、図書館相互や関係機関と積極的に連携・協力し、蔵書の相互利用、行事や講座等の充実、資料の展示等、読書活動に資する取組を推進します。

*10 子ども読書の日・・・毎年4月23日。「子どもの読書活動の推進に関する法律」で定められた日。

*11 ブックトーク・・・あるテーマに沿ってお話をしながら、何冊かの本を紹介していく手法。

*12 書評合戦（ビブリオバトル）・・・発表者が順番に本を紹介し合い、意見交換を行った後、参加者が読みたくなった本を多数決で決定する、ゲーム感覚で楽しめる読書会の方法。

*13 アニメーション・・・読書へのアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導。ゲームや著者訪問等、様々な形があり、広がりを見せている。

*14 ストーリーテリング・・・本を読むのではなく、覚えたお話を語りかけるように話して聞かせる手法。

(3) 子どもの読書活動の推進のための公立図書館の機能強化

① 住民サービスの向上に努めます。

ア 子どもの読書活動を推進するためには、それぞれの地域住民のニーズを踏まえ、図書館資料や施設等を計画的に整備・充実する必要があります。

- ・図書館資料の充実
- ・児童室、コーナー等の整備・充実
- ・子どもたちが魅力を感じる掲示や展示の充実

イ 家庭や学校からの図書館資料の検索を可能にするインターネット対応蔵書検索システムは、家庭や学校との連携を図る重要な手段となることから、その整備を促進するとともに、県立図書館横断検索システムへの加入を推奨します。

ウ 図書館から遠い地域に住んでいるなど、図書館に来ることが困難な子どもたちに読書の機会を与えるため、移動図書館によるサービスの充実に努めます。

② 司書及び司書補の資質向上に努めます。

司書及び司書補は、図書館資料の選択・収集・提供、お話し会やイベントの企画・実施、レファレンスなど、子どもの読書活動の推進に重要な役割を果たしています。専門職である司書及び司書補は、児童・青少年用図書等を含む図書館資料や読み聞かせ、ブックトークなどの子どもの読書活動に関する幅広い知識と技能を身に付ける必要があります。市町村は司書及び司書補の資質向上のための研修会等の実施に努める必要があります。その際、子どもの読書活動を推進するためには、学校と連携・協力した取組が効果を上げることから、学校司書等を含む研修会等の実施に数値目標を設定して、引き続き取り組むこととします。平成29年度県教育庁社会教育課「鹿児島県の社会教育・生涯学習の現状」によると、本県において学校司書等を含む研修会を実施している市町村は、平成29年度時点で65%であり、平成35年度に80%の市町村での実施を目標とします。

達成目標② 〔市町村及び公立図書館・室の取組〕

公立図書館・室職員及び学校司書等を対象とする合同研修会の実施

〈現状：65.1% → H35年度：80.0%〉

【配慮事項】研修内容に「1日20分読書」運動の意義や取組方法を含める。

※県立図書館・県立奄美図書館も図書館職員を対象とする研修会の充実に努めます。

③ 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実に努めます。

障害のある子どもの読書活動を推進するためには、車椅子・スロープ・点字表示等の施設整備面での配慮、マルチメディアデイジー図書・点字資料・録音資料・LLブック^{*15}・手話や字幕入りの映像資料等の整備、図書館利用の際

*15 LLブック・・・知的障害や学習障害などがある人々も楽しめるよう、内容を理解する助けとしてイラストや写真、記号を多く添えた本

の介助、対面朗読^{*16}等の実施等、読書環境の整備が必要です。このうち、点字資料・録音資料については「鹿児島県視聴覚障害者情報センター」^{*17}を含む全国の視聴覚障害者情報提供施設がネットワークで結ばれており、貸出しが可能となっています。

2 民間団体等への支援

本県には多くの親子読書会や読書グループがあり、子どもの読書活動の推進に関する県民への理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの主体的な読書活動を推進することに大きく貢献しています。

しかし、会員数が減少するなど課題も見受けられます。これらの民間団体の活動を生かせるよう、環境を整備することが必要です。

(1) 民間団体の養成及び資質向上のための研修の実施

民間団体の活動は、子どもたちと触れ合う機会が多く、常に新鮮な情報を取り入れ、技能を高めていくことが必要です。市町村や公立図書館には、既存の民間団体の資質向上を図るとともに、新たなボランティアを養成し、地域の読書活動の活性化を図ることが求められます。そのために、子どもの読書活動に関わる、新たなボランティアを養成する研修会等を実施する市町村が、平成35年度に70%となることを目標として取り組みます。

達成目標③ 【市町村及び公立図書館・室の取組】

子どもの読書活動に関わる、新たなボランティアを養成する研修会等の実施
〈現状：41.9% → H35年度：70.0%〉

【配慮事項】研修内容に「1日20分読書」運動の意義や取組方法を含める。

(2) 民間団体の活動への支援

- ① 活動の場や機会を提供します。
- ② 民間団体が行う情報交流や合同研修会等に協力します。
- ③ 「子どもゆめ基金」^{*18}等の事業を紹介します。

IV 学校等における子どもの読書活動の推進

読書活動は、家庭や地域では個別に取り組まれるものですが、学校等は子どもたちに一斉に指導ができるという特質を生かし、これまで以上に積極的に読書活動をリードしていく姿勢が期待されます。

*16 対面朗読・・・視覚障害者等が希望する本を、直接読んで聞かせるサービス。

*17 鹿児島県視聴覚障害者情報センター・・・障害のある人のための総合的な福祉センター「ハートピアかごしま」にある四つの施設のうちのひとつ。点字資料等の製作や、貸出等を行っている。

*18 子どもゆめ基金・・・子どもの読書活動の振興を図る取組の裾野を拡げ、子どもの健全な育成を図ることなどを目的とした活動を支援する基金。

1 幼稚園・保育所等

(1) 乳幼児期における子どもの読書活動の推進方策

① 計画的な取組を推進します。

幼稚園・保育所等では、周りの大人から言葉を掛けてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を獲得するとともに、乳幼児が絵本や物語を読んでもらうことなどを通じて、絵本や物語に親しむことができるような活動を、今後とも積極的に行うことが期待されています。

② 多様な読書活動に取り組みます。

異年齢交流において、小・中学生が幼稚園・保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要です。

③ 保護者への啓発に努めます。

読み聞かせなど1日20分程度、家族と一緒に本に親しむ時間をつくることの大切さや意義について、保護者への啓発を行うことが求められています。また、未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせなどの読書活動を推進することが期待されます。

(2) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

① 乳幼児期に読書の楽しさを知るためには、家庭の協力が欠かせません。保護者に読み聞かせの様子を参観する機会を提供したり、発達段階に応じた絵本を紹介したりして、家庭と連携した読書活動の推進を図ります。

② 教職員や保育士だけでなく親子読書グループ等とも連携を図り、読み聞かせの機会を増やします。

(3) 子どもの読書活動の推進のための幼稚園・保育所等の機能強化

① 読書環境の整備に努めます。

幼稚園・保育所等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、読書環境の整備を図るよう促していきます。

② 成長に応じた図書の選定に努めます。

幼稚園・保育所等は公立図書館の協力を得て、成長に応じた図書を選定できるよう促していきます。

③ 教諭や保育士等の資質向上に努めます。

読み聞かせなどに関する研修の機会を設け、教職員や保育士等の資質向上を

図ります。

- ④ 乳幼児の読書の状況について校種間の連携に努めます。

小学校入学を前に行われている幼保小連絡会の機会等を利用して、乳幼児の読書習慣や読書活動の様子についても情報連携を積極的に図ります。

2 小学校・中学校

(1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

子どもが読書に親しみ、習慣化していくために、それぞれの学校の実態や子どもの成長に応じた取組を推進します。

- ① 「1日20分読書」運動に取り組むに当たって、図書館資料の充実は欠かせません。文部科学省の「学校図書館図書整備等5か年計画」を踏まえ、学校図書館図書標準の計画的な達成を目指します。

小学校・中学校における学校図書館図書標準の達成率が全国平均よりも低いことを踏まえ（P6(2)①表参照）、平成35年度までに県内の小学校85%、中学校70%が図書標準を達成することを目標とします。

達成目標④ 【市町村及び小学校・中学校の取組】

学校図書館図書標準の達成

〈現状：小64.8%、中52.0% → H35年度：小85.0%、中70.0%〉

【配慮事項】図書購入に当たっては、幅広い分野から選書するとともに、情報が古くなった図書等の更新を行う。

市町村においては、図書費予算の充実を図るよう努める。

※県も学校図書館図書標準の周知・徹底を図ります。

- ② 全校一斉読書(朝読書を含む。)の時間を設定し、教職員と児童生徒と一緒に読書をする時間を引き続き設定し、その充実を図ります。

- ③ 学習指導要領では、学習の基盤となる言語能力の育成のため、各教科等の特質に応じた言語活動と読書活動を充実させることが求められています。

そこで、学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図るとともに、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を図ります。

- ④ 子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げられるよう様々な図書に触れる機会を確保します。そのために学校では、学校司書や読書指導担当教員等を中心に、読書会、ペア読書、お話（ストーリーテリング）、ブックトーク、アニマシオン、書評合戦（ビブリオバトル）等の活動や、推薦図書

コーナーの設置，図書館通信の発行等，児童生徒の実態に応じた多様な読書活動や個々に応じた本の紹介を行い，様々なジャンルへの読書の広がりを図ります。

これらの取組に学校司書の果たす役割は大きいため，更に小学校・中学校での配置の充実が求められます。

また，調べ学習等に用いる図鑑や事典，新聞等の資料の内容についても校内で検討の上，充実させていきます。

⑤ 教科等の学習との連携を図ります。

各教科等で学んだことを発展的に調べたり，読書によって慣れ親しんだりできるよう，図書館の機能を充実させます。

⑥ 委員会活動等，児童生徒が読書活動に主体的に取り組めるよう支援します。

⑦ 小中連携の取組の中で，読書体験や読書活動の様子について情報交換を行ったり，読書活動を通じた児童生徒の交流を推進したりします。

(2) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

読書活動を家庭や地域に広めていくために，家庭への啓発や地域との連携を図り，学校・家庭・地域が一体となった読書活動を推進します。

① 親子読書にふさわしい本や家庭でできる読書推進策の紹介・普及に努めます。

② 読書の意義や家庭における読書環境の在り方等について，家庭への啓発に努めます。

③ 親子読書や朝読み夕読みの取組を支援します。

④ 親子読書会や読書グループ，公立図書館司書等を活用した多様な読書活動を推進します。

⑤ 関係機関との連携により，就学前の読書体験や読書習慣についての状況を把握し，小学校段階での計画的な読書活動につなげます。

(3) 全教職員の意識高揚

読書指導を充実するためには，教職員自身が読書に親しむことが重要であるとともに，国語科のみならず，全ての教科等を通じた読書指導の重要性を理解することが求められています。

そのため，学校図書館の活用や読書指導の在り方について，全教職員の意識の高揚を図ることが重要です。

① 司書教諭や学校司書等と連携を図り，全校体制による読書指導の事例紹介に努めます。

② 読書指導の研究校や家庭・地域との連携に関する事例紹介に努めます。

- ③ 読書指導担当者等の部会や研修会を充実させるとともに、校内研修会を実施し、内容の充実を促していきます。

3 高等学校

(1) 生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

生徒が自分自身を見つめる時間として、1日20分程度の読書に親しみ、読書活動が習慣化していくために、それぞれの学校に応じた取組を推進します。

- ① 不読率を減少させるため、全校一斉読書等に積極的に取り組みます。
- ② 学校図書館の利用を指導計画に位置付けて、意図的・計画的な読書活動を推進します。また、各教科の指導計画を図書館に配備し、各教科等の指導内容と関連する図書館資料の提供に努めます。
- ③ ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）、推薦図書を選定、推薦図書コーナーの設置等、生徒の実態に応じた多様な読書活動や本の紹介に努めます。
- ④ 委員会活動等、生徒の主体的な取組を推進します。
- ⑤ 創造的かつ多様な読書活動を工夫し、生徒が読書のよさを体感できる活動に取り組みます。具体的には、部活動前の10分間読書、小学生や中学生への読み聞かせ、中学生への入学説明会での必読書紹介等の取組が考えられます。

不読率の解消について、国は第三次基本計画を継続し、第四次基本計画においても、平成34年度に、小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とすることを目標としていることから、本県においても引き続き数値目標を設定して取り組むこととします。なお、数値目標は高等学校において26%以下と設定しますが、小学校・中学校段階においても、読書習慣が高校生まで継続するような指導が求められます。（P7④表 参照）

達成目標⑤ 〔高等学校の取組〕

不読率の改善 〈現状：33.0% → H35年度：26.0%〉

【配慮事項】 小学校・中学校での読書活動を生かした指導を工夫する。

また、図書館を利用しない生徒の関心を図書館に向かせるためには、教師や学校司書からの情報だけでなく、生徒同士の情報交換が効果的です。このため、全ての高等学校で、委員会活動等の主体的かつ創意ある活動を推進します。

達成目標⑥ 〔高等学校の取組〕

友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組の実施

〈H35年度：全校実施〉

【配慮事項】 書評合戦（ビブリオバトル）やブックトーク、お薦め本リストの作成、読書会の開催、図書館報の発行、図書館外でのPR活動など、自分を見つめる読書に生徒自身が取り組む。

(2) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

読書活動を家庭や地域に広めていくために、家庭への啓発や地域との連携を図り、学校・家庭・地域が一体となった読書活動を推進します。

- ① 読書の意義や家庭における読書環境の在り方等について、家庭への啓発に努めます。
- ② 市町村立図書館・室や県立図書館・県立奄美図書館と連携した多様な読書活動を推進します。

(3) 全教職員の意識高揚

読書活動を指導するためには、教職員自身が読書に親しむことが重要であるとともに、国語科のみならず、全ての教科等を通じた読書指導の重要性を理解することが求められています。

- そのため、学校図書館の活用や読書指導の在り方について、全教職員の意識の高揚を図ることが重要です。
- ① 司書教諭や学校司書等を中心とした全校体制での読書活動を推進します。
 - ② 各教科等の内容に関連した図書館資料の整備・充実に努めます。
 - ③ 各教科等での図書館利用の促進を図ります。

4 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動が行えるよう、次のような読書活動への支援を推進します。

- (1) 障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器等を活用した実践例の紹介
- (2) 他校との資料や情報の交換
- (3) 盲学校で作成した点字図書及び点字図書館^{*19}等の資料の活用促進
- (4) 読み聞かせなどの読書活動
- (5) 鹿児島県視聴覚障害者情報センターと学校図書館との連携促進

5 学校図書館の機能強化

学校図書館は、読書センターとしての機能と学習センター及び情報センターとしての機能を持つ、学校教育に欠くことのできない重要な施設であり、様々な学習活動を支援する機能を果たすことが求められています。

また、公立図書館の活用や他校の学校図書館と相互利用を行うなど、連携・協力も重要です。

*19 点字図書館…点字図書の収蔵、貸出、点訳などを行っている施設。図書館法に基づく図書館ではない。本県では「鹿児島県視聴覚障害者情報センター」が該当する。

(1) 学校図書館における読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

- ① 児童生徒の読書活動を推進し、多様な興味・関心に応える図書の計画的な整備・充実に努めます。
- ② 学校図書館の施設や環境の工夫や学級における読書環境の整備・充実に努めます。
- ③ 学校図書館の蔵書管理コンピューターや校内LANの整備に努めるとともに、インターネットを利用した公立図書館との情報の共有化を図ります。
- ④ 校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用について学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関して、リーダーシップを強く発揮することが望まれます。
 - ・ 児童生徒の言語能力，情報活用能力，問題解決能力，批判的吟味力等の育成を支え，主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての学校図書館の運営に努めます。
 - ・ 学校図書館の円滑な運営を進める校内組織の確立に努めます。
 - ・ 推進委員会等，校内の連携及び提案・推進を具現化する体制の確立に努めます。
 - ・ 学校図書館活用に関する研修への職員の積極的参加に努めます。
 - ・ 図書館ボランティアの活用に努めます。
- ⑤ 学校図書館の地域への開放に努めます。
 - ・ 平日における学校図書館の開放を推進します。
 - ・ 長期休業期間等におけるボランティア等の協力による開放を促進します。

(2) 公立図書館や他校の学校図書館との連携・協力

- ① 公立図書館からの団体貸出や公立図書館司書の積極的な活用を図ります。
- ② 近隣の学校図書館との人的交流や図書館資料の相互貸借等，連携・協力を努めます。

V 子どもの読書への関心を高める取組

成長とともに様々な活動に興味・関心が広がる子どもたちに，継続して読書への関心を高める働き掛けは重要です。

特に，不読率が高い高校生の中には，高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている生徒もいます。高校生の時期の子どもは，友人等同世代の者から受ける影響が大きい傾向にあることから，次のような活動が有効だと考えられます。

また、高校生期の子ども以外にも取組が行われることが期待されます。

○ 読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動である。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読むなど、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気付き、より深い読書につなげることができる。

○ ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動である。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。

○ お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動である。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

○ ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。

○ アニマシオン

読書へのアニマシオンとは、子どもたちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

○ 書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

○ 図書委員、「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」等の活動

子どもが図書館や読書活動について学び、お薦め本を選定して紹介したり、同世代の子どもの対象とした読書を広める企画を実施したりする活動である。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子どもの読書のきっかけを作り出すものである。

○ 子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める活動である。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものである。

※国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次基本計画）」から引用

VI 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

1 「子ども読書の日」を中心とした取組

「子ども読書の日（4月23日）」は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために

設けられたものです。（推進法第10条第1項）*20

市町村、学校、図書館等においては、「お話し会」、「一日図書館長」など、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい取組が行われています。また本県では、「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」*21として、毎月23日を子どもの読書活動を推進する日として取り組んでいます。その他、「こどもの読書週間（4月23日～5月12日）」や「文字・活字文化の日（10月27日）」、「読書週間（10月27日～11月9日）」等の広報・周知推進と取組の充実を図るなど、年間を通じて子どもと大人が、ともに地域全体で読書活動を推進する気運を一層高めていくよう努めます。

2 学校、図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供

子どもの読書活動を進めるためには、各種情報を広く家庭や地域、学校から収集したり提供したりして、啓発・広報をすることが大切です。

本県では、県立図書館・県立奄美図書館や県教育委員会のホームページ等を活用し、子どもの読書活動の実態や、学校・図書館・民間団体等における様々な取組等を広く提供します。また、関係機関・団体等のホームページから県教育委員会のホームページにリンクできるようにし、情報を広く提供します。

市町村や図書館においても、家庭への子どもの読書活動の推進に関する啓発・広報活動の充実が期待されます。

3 学校、民間団体及び個人における優れた取組の奨励

本県では、優良図書館等表彰や読書関係団体等による優良読書グループの表彰、図書館に対する功労者表彰等、優れた取組の奨励を行い、関係者の取組の意欲を更に高め、広く県民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるよう努めています。

市町村においても、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、民間団体及び個人を把握し、これら優れた取組を表彰するなどして、その活動を奨励していくことが期待されます。市町村では、平成24年度は49%、29年度は63%の市町村で実施していましたが、第3次推進計画の目標値70%には達していないため、引き続き70%を目標に取り組むこととします。

達成目標⑦ 【市町村及び公立図書館・室の取組】

優れた読書活動を推進している学校や団体、個人の表彰

〈現状：62.8% → H35年度：70.0%〉

【配慮事項】 「1日20分読書」運動への取組も奨励する。

*20 推進法第10条第1項・・・国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

*21 毎月23日は子どもといっしょに読書の日・・・平成15年に度鹿児島県図書館協会が提唱。全国で取り組まれる「子ども読書の日（4月23日）」だけでなく、毎月23日に本県独自に取組を推進するもの。

第4章 推進体制の整備

1 子どもの読書活動の推進体制の整備

本計画の推進に当たっては、県・市町村・関係機関相互の連携を図り、子どもの読書環境の整備・充実に努めます。

県においては、連携・協力の具体的な方策についての検討、関係者間の情報交換等を行うため、学校、図書館、教育委員会、民間団体等の関係者からなる子ども読書活動推進会議を設け、推進体制の整備を図ります。

2 地方公共団体における連携・協力体制の整備

県は、「第4次鹿児島県子ども読書活動推進計画」やその計画に基づく具体的な方策についての提言等の配布、各市町村が取り組んだ施策等の情報の提供等、地域の特性を生かした取組を支援するとともに、市町村相互の連携・協力が図られるような場を設けるよう努めます。

なお、市町村は、住民に身近な地方公共団体として、子ども読書活動に果たす役割が重要であることから、市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進することが期待されます。

3 各種団体等との連携・協力の促進

子どもの読書活動の推進に当たっては、鹿児島県学校図書館協議会や鹿児島県図書館協会と連携・協力することが必要です。

また、民間団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動をより一層推進していくこととなります。そのため、県は、市町村職員の研修会や鹿児島県図書館協会を通じて、民間団体間の連携・協力が図られるよう啓発・広報に努めます。

特に、年に1回開催する「鹿児島県図書館大会」は、県内の読書活動を推進するために、公共図書館や学校図書館の関係者を中心に、行政関係者、保育園、PTA、親子読書会、読書活動に関わる県民が一堂に会し、連携を深め、読書活動の推進のために図書館が発揮すべき力について、共に考える機会となっています。

なお、市町村においては、民間団体間の連携・協力が図られるよう交流会や合同研修会等の場や機会を提供していくことが期待されます。

〈資料〉

第4次推進計画における達成目標（H35年度までの目標値）

「1日20分読書」運動
～心に残る1冊の本との出会い～

	取組の主体	項目	H29年度の状況	H35年度の目標値
①	市町村及び公立図書館・室	保護者を対象とする，読書の重要性についての理解を促すための講座等の実施 →11ページ	79.1%	90.0%
②	市町村及び公立図書館・室	公立図書館・室職員及び学校司書等を対象とする合同研修会の実施 →13ページ	65.1%	80.0%
③	市町村及び公立図書館・室	子どもの読書活動に関わる，新たなボランティアを養成する研修会等の実施 →14ページ	41.9%	70.0%
④	市町村及び小学校・中学校	学校図書館図書標準の達成 →16ページ	※ 小64.8% 中52.0%	小85.0% 中70.0%
⑤	高等学校	不読率の改善 →18ページ	33.0%	26.0%
⑥	高等学校	友人同士で本を薦め合うなど，読書への関心を高める取組の実施 →18ページ	/	全校実施
⑦	市町村及び公立図書館・室	優れた読書活動を推進している学校や団体，個人の表彰 →22ページ	62.8%	70.0%

※印はH28年度文部科学省調査の数値

子どもの読書活動の推進に関する法律

※平成13年12月12日法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動に関するホームページ一覧

ホームページ	主な内容	ホームページアドレス
鹿児島県教育庁社会 教育課	○子どもの読書活動	https://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku-bunka/shogai/dokusyo/index.html
鹿児島県立図書館	○子どもの読書情報	http://www.library.pref.kagoshima.jp/honkan/
鹿児島県立奄美図書館	○ネリヤカナヤ創作童話コンクール ○こどものほん	http://www.library.pref.kagoshima.jp/amami/
鹿児島県図書館協会	○県図協だより ○親子読書会結成状況	http://www.library.pref.kagoshima.jp/kentokyo/
文部科学省子ども読 書の情報館	○全国の取り組み事例 等	http://www.kodomodokusyo.go.jp/
国立国会図書館国際 子ども図書館	○子どもと本に関するニュース 等	http://www.kodomo.go.jp/
公益社団法人全国学 校図書館協議会	○学校図書館担当者のための情報館 ○よい絵本	http://www.j-sla.or.jp/
公益社団法人読書推 進運動協議会	○こどもの読書週間 ○読書週間 等	http://www.dokusyo.or.jp/
特定非営利活動法人 ブックスタート	○ブックスタートとは ○自治体の方へ 等	http://www.bookstart.or.jp/
子どもゆめ基金	○子どもゆめ基金とは ○助成活動紹介 等	https://yumekikin.niye.go.jp/

第4次鹿児島県子ども読書活動推進計画の概要

第4次鹿児島県子ども読書活動推進計画とは

「第3次推進計画」期間の取組と課題を踏まえ、平成31年度からおおむね5年間にわたる本県の子ども読書活動の推進に関する施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするもの。

第3次計画期間における主な取組と成果

- ① 家庭・地域
 - ・「地域の読書活動グループ活性化研修会」(H25～H27) 延べ514人参加
 - ・「子ども読書活動推進スキルアップ研修会」(H28～H30) 延べ713人参加
 - ・鹿児島県高校生ビブリオバトル大会 (H27年～) H27: 174人→H30: 654人
 - ・市町村立図書館・室の司書(補)の有資格者 H25: 181人→H30: 195人
- ② 学校
 - ・「全校一斉読書の実施率」「学校司書の配置率」「1か月間の一人当たりの平均読書冊数」の現状は、すべて全国平均を上回っている。

第3次計画期間中における現状と課題等

【現状】

- ① 第3次推進計画における達成目標
 - ・次の項目が平成30年度までの目標値に達していない。

取組の主体	項目	平成30年度までの目標値	
		H24年度	H29年度末
市町村及び公立図書館・室	公立図書館・室職員及び学校図書館担当職員等を対象とする合同研修会の実施	70%	
		44%	65%
市町村及び公立図書館・室	子ども読書活動に関わる、新たなボランティアを養成する研修会等の実施	70%	
		33%	42%
市町村及び小学校・中学校	学校図書館図書標準の達成	小70% 中55%	
		小52% 中37%	※小65% ※中52%
高等学校	不読率の半減	20%	
		41%	33%
市町村及び公立図書館・室	優れた読書活動を推進している学校や団体、個人の表彰	70%	
		49%	63%

※H28年度文部科学省調査の数値

- ② その他の調査結果
[1か月間の一人当たりの平均読書冊数]

	H24年度		H29年度	
	本県	全国	本県	全国
小学校	21.7冊	10.5冊	23.5冊	11.1冊
中学校	5.7冊	4.2冊	6.5冊	4.5冊
高等学校	1.8冊	1.6冊	2.0冊	1.5冊

【課題等】

- ・全国的傾向と同様、小→中→高と学校段階が進むにつれて読書から離れる傾向にある。

↓ 解決に向けて

- 読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進
- 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実

- ・各種研修会を通じて、子どもの読書活動の推進に関わる人材を育成する必要がある。
- ・図書館資料の充実に向けた学校図書館図書標準の計画的な達成が不十分である。
- ・学校、民間団体及び個人における優れた取組の奨励を一層推進する必要がある。

↓ 解決に向けて

- 数値目標を設定

基本的方針

- ◆読書環境の整備に社会全体で取り組む。
- ◆発達段階ごとに効果的な取組を推進する。
- ◆「1日20分読書」運動を通して「心に残る1冊の本」と出会えるよう取り組み、読書活動を推進していく。

「1日20分読書」運動 ～心に残る1冊の本との出会い～

乳幼児期	絵本や物語を読んでもらうことで出会おう。
小学生期	多くの本を読み、読書の幅を広げることで出会おう。
中学生期	内容に共感・感動したり、将来を考えたりしながら読むことで出会おう。
高校生期	知的興味に応じて一層幅広く読書をすることで出会おう。

- ◆友人等からの働き掛けを伴う、子ども同士で本を紹介するような活動を充実させる。

第4次鹿児島県子ども読書活動推進計画

推進のための主な方策

改訂のポイント

- ①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成する。
- ②友人同士で行う活動を通じ、読書への関心を高める。

家庭における取組

- ◆読書習慣の形成
 - ・「1日20分読書」運動への取組
 - ・我が家の「読書の日」「読書の時間」の設定
- ◆家庭への支援
 - ・ブックスタート事業
 - ・読書の重要性についての理解を促すための講座等の実施
〈現状：79.1%→H35年度：90.0%〉
 - ・読み聞かせやわらべ歌に親しむ活動をはじめとする家族が触れ合う機会の提供
 - ・発達段階に応じた本の紹介

学校等における取組

- 【幼稚園・保育所等】
- ◆計画的な取組の推進や多様な読書活動の実施による読書活動の推進
 - ・絵本や物語に親しむことができるような活動の推進 等
 - ◆家庭、地域との連携による読書活動の推進
 - ・読み聞かせを参観する機会の提供
 - ・親子読書グループとの連携
 - ◆読書活動推進のための幼稚園や保育所等の機能強化
 - ・読書環境の整備
 - ・乳幼児の読書の状況についての校種間連携 等
- 【小学校・中学校・高等学校】
- ◆学校の実態や子どもの成長に応じた取組の推進
 - ・学校図書館図書標準の達成
〈現状：小64.8% 中52.0%→
H35年度：小85.0% 中70.0%〉
 - ・子ども同士で行う活動や多様な読書活動の実施
 - ◆家庭・地域との連携による読書活動の推進
 - ・関係機関との連携による就学前の読書体験や読書習慣についての状況把握
 - ◆読書習慣の確立・読書指導の充実
 - ・不読率の改善
〈高等学校 現状：33.0%→
H35年度：26.0%〉
 - ・友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組の実施
〈高等学校 H35年度：全校実施〉
 - ◆障害のある子どもの読書活動の推進
 - ・障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器等を活用した実践例の紹介

↔
連携

↕
連携

↔
連携

地域における取組

- ◆発達段階に応じた読書活動や図書館資料に関する情報提供
- ◆学校図書館との連携・協力
 - ・読書活動や研修会等への支援
- ◆高校生の不読率改善に向けた取組
 - ・高校生が薦める本のコーナー設置など、友人同士で本を薦め合う活動の促進
- ◆司書及び司書補の資質向上
 - ・公共図書館・室職員及び学校司書等を対象とする合同研修会の実施
〈現状：65.1%→H35年度：80.0%〉
- ◆障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実
- ◆子どもの読書活動に関わる、新たなボランティアを養成する研修会等の実施
〈現状：41.9%→H35年度：70.0%〉

子どもの読書への関心を高める取組

- ◆友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組
→読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）等

子どもの読書活動に関する啓発・広報

- ◆「子ども読書の日」を中心とした取組
- ◆学校、図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供
- ◆学校、民間団体及び個人における優れた取組の奨励
〈現状：62.8%→H35年度：70.0%〉

推進体制の整備

- ◆子どもの読書活動の推進体制の整備
- ◆地方公共団体における連携・協力体制の整備
- ◆各種団体等との連携・協力の促進